

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和8年度
計画主体	上ノ国町

上ノ国町鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉
担当部署名
所在地
電話番号
FAX番号
メールアドレス

上ノ国町農林課
北海道檜山郡上ノ国町字大留100番地
0139-56-8371
0139-55-2025
info@town.kaminokuni.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ヒグマ、キツネ、タヌキ、アライグマ、エゾシカ、トド、オットセイ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	上ノ国町(全域)

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の状況(令和7年度)

鳥獣の種類	被害の状況		
	品目	被害数値	
ヒグマ	水稲	被害額	566千円
		被害面積	0.45ha
	豆類	被害額	412千円
		被害面積	1.76ha
	麦類	被害額	53千円
		被害面積	0.3ha
キツネ、タヌキ、アライグマ	スイカ、ぶどう スイートコーンほか	食害の報告はあるが被害額は不明。	
エゾシカ	水稲、豆類ほか	食害や踏み荒らしの報告はあるが被害額は不明。	
農作物被害合計		被害額	1,031千円
		被害面積	2.51ha
トド オットセイ	水産物	被害額	100千円
	漁具	被害数量	1ヶ統

(2)被害の傾向

ヒグマ	農作物被害は、収穫前の豆類の食害による被害が大きい。 例年、春から秋にかけて全域に出没し、年間約180件の出没情報が寄せられ、近年は住宅地周辺にも出没が見られ、住民の安全確保対策が求められている。
キツネ、タヌキ、アライグマ	農作物被害は、全域に見られ、収穫前のスイートコーンやスイカ、果樹(ぶどう)等の食害による被害が発生している。
エゾシカ	ここ数年、農地での目撃情報が多発してきており、農作物被害は、豆類や麦類の食害、水稲の踏み荒らしが発生している。
トド オットセイ	例年11月～5月頃に上ノ国町沖に来遊し、漁網等の漁具を破るなどの被害が発生している。本マス、ヤリイカ等の小定置漁業について漁獲物への被害、又出没により漁業対象水産物が逃避し漁獲量の減など間接的被害も発生している。

(3)被害の軽減目標

指標		現状値(令和7年度)	目標値(令和10年度)
ヒグマ	被害額	1,031千円	722千円
	被害面積	2.51ha	1.76ha
キツネ、タヌキ、アライグマ	スイートコーン、スイカ、果樹(ぶどう)等の被害の未然防止	スイートコーン、スイカ、果樹(ぶどう)等の被害の未然防止	
エゾシカ	豆類、水稲等の被害の未然防止	豆類、水稲等の被害の未然防止	
計	被害額	1,031千円	722千円
	被害面積	2.51ha	1.76ha
トド オットセイ	水産物被害額	0千円	現状を維持
	水産物被害数量	0kg	現状を維持
	漁具被害額	100千円	50千円
	漁具被害数量	1ヶ統	1ヶ統

(4)従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
<p>捕獲等に関する取り組み</p>	<p>[ヒグマ] 春から秋にかけて頻繁に出没することから、鳥獣被害対策実施隊員が目撃情報による巡回や道の捕獲許可を受けて箱わなを設置し捕獲を実施。 捕獲奨励金制度により、奨励金及び出勤の報酬を交付。 (制度の内容) 捕獲奨励金:50,000円/頭 出勤の報酬 :1,561円/時間 [キツネ、タヌキ、アライグマ] 春から秋にかけて頻繁に出没することから、箱わなを設置し捕獲を実施。 [エゾシカ] 春から秋にかけて断続的に出没し、年々被害が増加傾向にある。 鳥獣被害対策実施隊員が目撃情報により巡回を実施。 出勤の報酬を交付。 (制度の内容) 出勤の報酬 :1,561円/時間 [トド・オットセイ] トドについては北海道がトド採捕実施方針に定めた上限として、ハンターによる有害駆除及び威嚇による追い払いを実施している。 オットセイについては、被害防止対策は講じられていない。</p>	<p>[ヒグマ] 鳥獣被害対策実施隊員の高齢化のため、若手の採用を進めているが、その育成が課題である。 [キツネ、タヌキ、アライグマ] わな慣れした個体も増えており、わなによる捕獲が困難な場合がある。 [エゾシカ] 鳥獣被害対策実施隊員の高齢化のため、若手の採用を進めているが、その育成が課題である。 [トド・オットセイ] 被害調査で把握出来ていない食害等の被害がある。 追い払っても、時間が経過すると再び集まる。 臘虎膾肭獣猟獲取締法によりオットセイの捕獲は禁止されている。</p>
<p>防護策の設置に関する取り組み</p>	<p>[ヒグマ] 農業被害防止のため電気柵購入費用の2分の1以内(上限10万円)を助成し、被害を受けている農家の電気柵が整備された。</p>	<p>[ヒグマ] 水稻については、面積が広範囲のため費用の問題や設置作業の問題から電気柵の整備は一部の農家となっているので、複合的な対策を講ずる必要がある。</p>

(5)今後の取り組み方針

<p>[ヒグマ] 狩猟免許取得の推進や、箱わな・電気柵を導入し的確な捕獲を実施。 [キツネ、タヌキ、アライグマ] 箱わなを導入し、的確な捕獲を実施。 [エゾシカ] 狩猟免許取得の推進や、農業者に対しくりわなの導入による捕獲及び捕獲技術講習会の開催 [トド・オットセイ] オットセイは法律により捕獲が規制されていることに留意しつつ、檜山振興局海獣被害防止対策連絡会議での情報交換、ひやま漁業協同組合・檜山沿岸各町など、各関係機関との連携を強化し、漁業に与える被害を防ぐための最小限の駆除、威嚇による追い払い及び被害額の調査を継続して行っていく。 [全体] 鳥獣被害対策実施隊員の高齢化・減少にも対応するため、農業者等に対して狩猟免許取得を推進し自己防衛意識を醸成する。 また、鳥獣被害対策実施隊員育成に係る新規狩猟免許取得費用や猟具等の購入経費を助成し、新規隊員の確保や既隊員の育成を図る。</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲に関する事項

(1)対象鳥獣の捕獲体制

捕獲体制の中心的役割を担う鳥獣被害対策実施隊について、上ノ国町が任用し、身分は上ノ国町の会計年度任用職員とするほか、町職員も指名し、連携しながら捕獲体制を強化する。ただし、トドについては、ひやま漁業協同組合が北海道連合海区漁業調整委員会指示の採捕承認及び道の補助を受け、捕獲及び威嚇による追い払いの対応を行う。

(2)その他捕獲に関する取り組み

年度	対象鳥獣	取り組み内容
令和8年度	ヒグマ キツネ タヌキ アライグマ マ エゾシカ トド オットセイ	[全体] ・捕獲する担い手の育成・確保 [ヒグマ] ・捕獲用箱わなや電気柵の導入 [キツネ、タヌキ、アライグマ] ・捕獲用箱わなの導入 [エゾシカ] ・くくりわなの導入による捕獲及び捕獲技術講習会の開催 [トド・オットセイ] ・漁業者等に対する猟銃所持及び銃猟免許の取得促進
令和9年度	同上	前年度取組内容を継続、問題点等の検証及び新たな取組みへの検討
令和10年度	同上	前年度取組内容を継続、問題点等の検証及び新たな取組みへの検討

(3)対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

被害が現実には発生する恐れが高いときに、当該出没個体を捕獲することとし、数値目標は特に設定しない。ただし、トドについては、北海道連合海区漁業調整委員会指示に基づき、トド採捕実施方針に定めた数を上限として捕獲を実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ヒグマ、 エゾシカ、 キツネ、 タヌキ、 アライグマ、 トド	出没状況について情報収集及び分析を行い、被害が現実には発生する恐れが高いときに、当該個体を捕獲する。ただし、トドについては、北海道連合海区漁業調整委員会指示に基づき、トド採捕実施方針に定めた数を上限として捕獲を実施する。		

捕獲等の取り組み内容

[ヒグマ]
・捕獲予定場所は町内全域とし、春から秋期にかけて被害が発生している地区に箱わなの設置と猟銃による捕獲を実施する。
[キツネ、タヌキ、アライグマ]
・捕獲予定場所は町内全域とし、被害が発生している地区に箱わなを設置し捕獲を実施する。
[エゾシカ]
・捕獲予定場所は町内全域とし、年間を通じて被害が発生している地区に、くくりわなの導入と猟銃による捕獲を実施する。
[トド]
・町内全域において、被害及び被害が発生するおそれがある場合、銃器による捕獲及び威嚇による追い払いを実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

ヒグマ及びエゾシカにあつては、ライフル銃を使用することにより、遠距離から正確に仕留めることができるため、短時間で効率よく捕獲を行うことができることから、被害状況及び安全面等を十分考慮し、必要に応じて銃猟免許所持10年未満の実施隊員にライフル銃を所持させ捕獲することを検討する。
 実施予定時期: 令和8年4月から令和11年3月

(4)許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
町内全域	タヌキ、エゾシカ

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ヒグマ エゾシカ	食害、踏み荒らし等の被害があつた場合、農業被害防止のため電気柵の購入に対し2分の1以内(上限10万円)を助成する。	同左	同左

(2)侵入防止柵の管理等に関する取り組み

対象鳥獣	整備内容		
	令和 年度	令和 年度	令和 年度

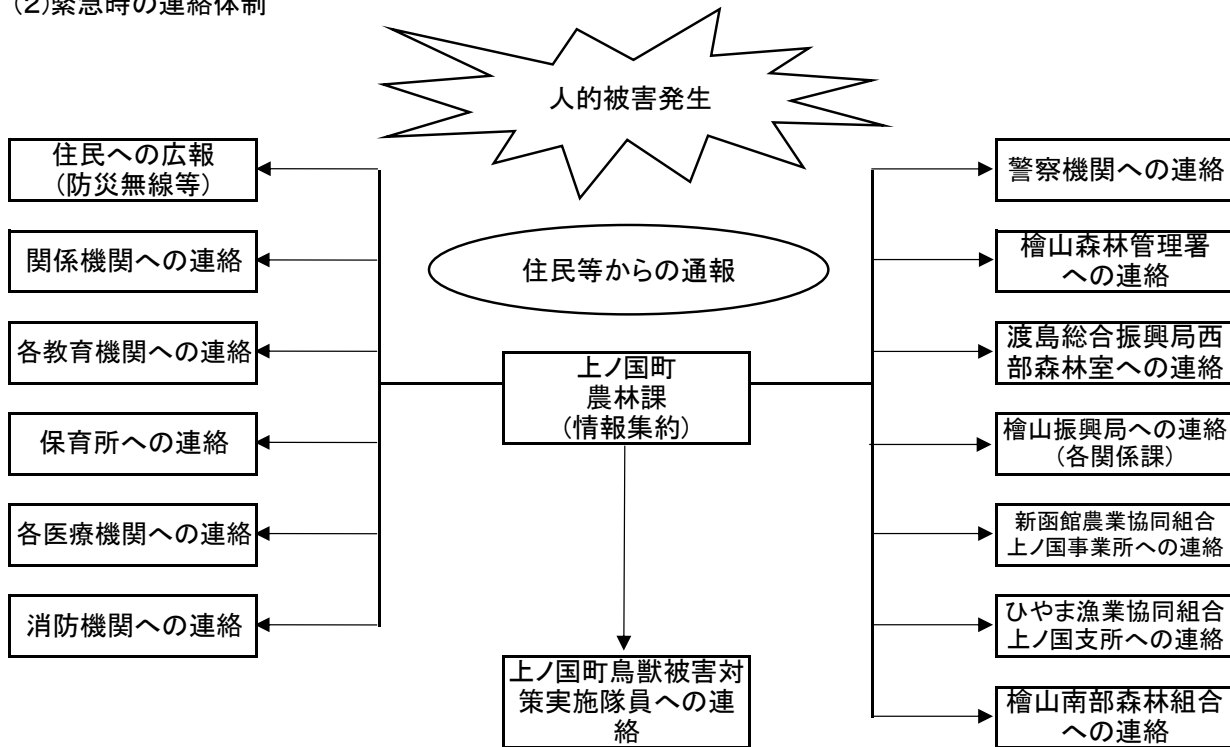
5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取り組み内容
令和8年度	ヒグマ、 エゾシカ、 キツネ、 タヌキ、 アライグマ、 トド、 オットセイ	・生ゴミ・農作物の収穫残さの管理の徹底について ・被害防止対策の普及及び情報提供
令和9年度	同上	前年度取組内容を継続
令和10年度	同上	前年度取組内容を継続

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

関係機関等の名称	役割
上ノ国町	<ul style="list-style-type: none"> ・情報を収集し、防災無線等による住民への周知 ・各関係機関との連絡調整 ・有害鳥獣の捕獲依頼及び被害防止対策
新函館農業協同組合上ノ国事業所 檜山南部森林組合	<ul style="list-style-type: none"> ・被害防除対策の指導、助言等
檜山森林管理署 渡島総合振興局西部森林室 檜山振興局 (農務課、環境生活課、水産課、林務課、森林室、檜山農業改良普及センター、檜山南部地区水産技術普及指導所)	<ul style="list-style-type: none"> ・被害防止対策の指導、助言等 ・関係機関への情報伝達
北海道猟友会江差支部上ノ国部会	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣の捕獲実施
江差警察署上ノ国駐在所及び中須田駐在所、湯ノ岱駐在所、滝沢駐在所、石崎駐在所	<ul style="list-style-type: none"> ・被害防止対策の指導・助言等 ・人的被害発生の防止と安全確保
檜山広域行政組合上ノ国消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・人身事故及び安全の確保を実施

(2)緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<p>・捕獲した個体、又は残さは南部桧山衛生処理組合の一般廃棄物処理施設で焼却処理する。 ・ヒグマを捕獲した場合は、学術研究試料を採取しエネルギー・環境・地質研究所へ提供する。 ・トドを捕獲した場合は、北海道大学大学院水産科学研究院に検体として提供する。</p> <p>【提供先】ヒグマ 〒060-0819 北海道札幌市北区北19条西12丁目 地方独立行政法人 北海道総合研究機構 産業技術環境研究本部 エネルギー・環境・地質研究所</p> <p>トド 〒041-8611 北海道函館市港町3-1-1 北海道大学大学院水産科学研究院</p>

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	ヒグマ、エゾシカについては、食肉としての自家消費に努めるが、製品化については、捕獲数が少なく又加工施設等の環境整備が整っていないことから利用は困難であるが、有効な利用については今後の検討事項とする。
ペットフード	
皮革	
その他(油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと休給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の取り組み

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取り組み

--

9. 被害防止策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	上ノ国町鳥獣被害防止対策協議会

構成機関の名称	役割
上ノ国町	・総括的な協議会の運営
新函館農業協同組合上ノ国事業所	・農業分野における助言及び情報提供 ・農業者に対する被害防除対策の推進 ・農作物被害状況の把握、痕跡・出没などの情報提供
檜山南部森林組合	・民有林被害の防除対策の推進 ・被害状況の把握、痕跡・出没などの情報提供
北海道猟友会江差支部上ノ国部会	・有害鳥獣の捕獲対応 ・鳥獣生態等に対する指導、助言及び情報提供
江差警察署上ノ国駐在所及び中須田駐在所、湯ノ岱駐在所、滝沢駐在所、石崎駐在所	・人身事故及び安全の確保を実施
檜山広域行政組合上ノ国消防署	・人身事故及び安全の確保を実施
ひやま漁業協同組合上ノ国支所	・漁業被害の防除対策の推進 ・漁業被害状況の把握、出没などの情報提供

(2)関係機関に関する事項

構成機関の名称	役割
檜山森林管理署	・国有林被害の情報提供及び被害防除の指導、助言
渡島総合振興局西部森林室	・道有林被害の情報提供及び被害防除の指導、助言
檜山振興局農務課	・農業被害の情報提供及び指導、助言
檜山振興局環境生活課	・鳥獣の捕獲許可、野生鳥獣による被害状況把握、被害防止対策実施に関する情報提供及び技術的助言援助
檜山振興局水産課	・漁業被害の情報提供及び指導、助言
檜山振興局林務課	・林業被害の情報提供及び被害防除の指導、助言
檜山振興局森林室	・民有林被害の情報提供及び指導、助言
檜山農業改良普及センター	・農業被害の情報提供及び指導、助言
檜山南部地区水産技術普及指導所	・漁業被害の情報提供及び指導、助言

(3)鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊員は、上ノ国町が会計年度任用職員として12名程度任用する。また、対策協議会と連携を図り効果的な捕獲等に取り組む。

(4)その他被害防止施策の実施体制に関する事項

隣接町との情報交換により正確な生息・行動状況の把握と、情報を共有できる体制を構築する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

(被害防止計画の公表)
・町の掲示板への掲示や広報誌への掲載により、その内容について広く周知を図ることに努める。